

平成30年9月3日

保護者様

岐阜市教育委員会

学校において予防すべき感染症への罹患による
出席停止の措置について（お願い）

平素は、学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、岐阜市では、これまでお子様が“学校において予防すべき感染症”に罹患した場合は、「学校感染症（第2種・3種・その他）の診断書及び証明書」を提出していただくことにより出席停止の措置をとり、学校において感染拡大防止に努めてきました。

しかしながら、インフルエンザの流行期には、多くの患者が医療機関を受診するため、証明書に係る業務が他の業務に支障をきたすと指摘されています。

また、“学校において予防すべき感染症”における出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則(第19条)」で、裏面のように示されており、証明書がなくても学校において判断することができます。

そこで、平成30年度9月より、“学校において予防すべき感染症”の証明書については、別添「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」をご活用いただくことで、医師が記載する証明書の提出を求めないこととします。ただし、感染の拡大防止のため、学校で確認させていただきますので、感染症への罹患を証明できるもの（調剤説明書のコピー等）を添付してご提出ください。

なお、感染症に罹患した場合は、これまでとおり医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただきますようお願いいたします。

◇出席停止となる感染症の種類

第2種学校感染症

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで |
| 2 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 3 | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| 4 | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 5 | 風しん | 発しんが消失するまで |
| 6 | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 7 | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 8 | 結核 | 症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 9 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 同上 |

第3種学校感染症

| | | |
|---------------------------------|-------------|------------------------------------|
| 10 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 11 | 流行性角結膜炎 | 同上 |
| 12 | 急性出血性結膜炎 | 同上 |
| 13 | コレラ | 同上 |
| 14 | 細菌性赤痢 | 同上 |
| 15 | 腸チフス | 同上 |
| 16 | パラチフス | 同上 |
| [下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの] | | |
| 17 | 溶連菌感染症 | 抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで |
| 18 | 手足口病 | 発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで |
| 19 | 伝染性紅斑 | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可能 |
| 20 | その他の感染症 | 症状が改善し、全身状態が良くなるまで |

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）・伝染性膿痂疹